

かわにし労政 ニュース

編集・発行：川西市市民環境部産業振興課

川西市中央町12番1号 TEL 072-740-1162/FAX 072-740-1332

事業主の皆さまへ

「働き方」が変わります！！

2019年4月1日から
働き方改革関連法が順次施行されます

Point1 施行：2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～

時間外労働の上限規制が導入されます！

時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、
臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、
複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

Point2 施行：2019年4月1日～

年次有給休暇の確実な取得が必要です！

使用者は、10日以上の子年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、
毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

Point3 施行：2020年4月1日～ ※中小企業は、2021年4月1日～

正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の 不合理な待遇差が禁止されます！

同一企業内において、
正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の
間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

「働き方」に関する詳細・お悩みは【相談窓口】へ
改正法の詳細は厚生労働省 HP 『働き方改革』の実現に向けて』をご覧ください。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>

賃金は最低賃金額以上になっていますか？

兵庫県の最低賃金・使用者も労働者も必ずチェック！

時間額 **871円** (平成 30 年 10 月 1 日から適用)

最低賃金は、常用・臨時・パート・アルバイト・嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず原則としてすべての労働者とその使用者に適用されます。

ただし、以下の業種については、これより高い金額の特定（産業別）最低賃金が適用されますのでご注意ください。なお、特定（産業別）最低賃金は例年 1 2 月に改正されます。

業 種	最低賃金額
繊維工業	871円
塗料製造業	932円
鉄鋼業	922円
はん用機械器具製造業	900円
生産用機械器具製造業	
業務用機械器具製造業	
電子部品・デバイス・電子回路製造業	871円
電気機械器具製造業	
情報通信機械器具製造業	933円
輸送用機械器具製造業	
計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業	871円
各種商品小売業	871円
自動車小売業	871円

最低賃金において算入しない賃金は、以下のとおりです。

- ◆ 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ◆ 1 か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ◆ 所定労働時間を超える時間・所定労働日以外に対して支払われる賃金（時間外割増賃金・休日割増賃金など）
- ◆ 午後 10 時から午前 5 時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- ◆ 精皆勤手当、通勤手当および家族手当

最低賃金の Q & A



最低賃金額より低い賃金を労働者と使用者が合意の上で定めた場合はどうなりますか？

最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めても、最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。



兵庫県の最低賃金についてのお問い合わせ先

- ・兵庫労働局労働基準部賃金室 TEL 078-367-9154
- ・伊丹労働基準監督署 TEL 072-772-6224 (代)



10月は「年次有給休暇取得促進期間」です
-年次有給休暇の計画的付与制度の導入を検討しましょう-



～事業主のみなさまへ～

各企業において、来年度の業務計画等の作成に当たり、従業員の年次有給休暇の取得を十分に考慮するとともに、年次有給休暇の計画的付与制度の導入を検討しましょう。

労働基準法が改正され、平成31年4月より、使用者は、10日以上有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。なお、この時季指定を行わなければならない5日間について、計画的付与制度をはじめ、労働者が取得した年次有給休暇の日数分は時季指定の必要がなくなります。

問い合わせ先 兵庫労働局 雇用環境・均等部 企画課 078-367-0700



従業員の福利厚生の実を 「パセオかわにし」にご加入ください

パセオかわにしは、個々の事業所では行えないような各種の福利厚生事業を実施する、川西市で働く中小企業従業員の皆さまのための制度です。

<加入要件>

市内に主たる事務所、店舗、工場などがある従業員1人以上300人以下の中小企業の事業様です。加入は事業所単位です。

2つのコースからお選びいただけます

- | | |
|-----------------|---------------|
| ①厚生事業のみの加入 | 会員1人当たり 月250円 |
| ②厚生事業+慶弔給付事業の加入 | 会員1人当たり 月400円 |

- ・厚生事業…健康診断補助、スポーツ大会の開催、バスツアーの実施、旅行・宿泊補助、チケット等のあっせん、映画館の利用割引
- ・慶弔給付事業…結婚、出産、入学等の祝金や、死亡弔慰金、各種見舞金

川西市中小企業勤労者福祉サービスセンター（パセオかわにし）のお問い合わせ
〒666-8501 川西市中央町12番1号 川西市役所内 TEL：072-757-9700



地域であなたの就職をサポートします！ 川西しごと・サポートセンター

川西しごと・サポートセンターでは、無料で職業相談や職業紹介を行うほか、パソコン求人検索機を使って、パートタイムに関する求人はもちろん、フルタイムの情報も幅広く取得できます。求人検索機は、希望する職種や就業場所からの検索に加えて、マイカー通勤、免許・資格の有無などからも検索できます

しごと・サポート
センターできること

ハローワークと同じ
サービスが受けられます！



ご注意：雇用保険業務
および職業訓練の手続
きは行っておりませ
ん。

① 求人検索



パソコン求人検索機を7
台設置！全国の求人情報
（パート、フルタイム）
を検索、閲覧できます。

② 相談



ハローワーク求人票
の不明点などの相談
に応じます。

③ 紹介



ハローワーク求人の紹
介状を発行します。
※求職者登録できます

受付時間

午前9時～午後5時

休館日

土・日・祝・年末年始

TEL

072-757-6380

所在地

川西市小花1-8-1
パレットかわにし2階

